

X県下小学校における肢体不自由学級の「交流教育」に関する実態調査研究

A Study of actual conditions on intercourse education of special class
for Physical Handicap in elementary school.

妻木 節子

Setsuko TSUMAKI
(海南市立大野小学校)

山崎 由可里

Yukari YAMAZAKI
(和歌山大学教育学部)

本研究では、X県下にある肢体不自由「特殊学級」設置校を対象として、以下の3点の解明を課題として設定した。第1に、肢体不自由「特殊学級」と通常学級との交流教育の促進のための校内連携の実態、第2に、肢体不自由「特殊学級」設置校の施設・設備の現状、第3に教科による相違や支援者・介助者の有無など交流教育の実態、を明らかにすることである。その結果、以下の3点が明らかになった。第1に、「交流教育」に関する組織はすべての学校に存在し、学校内での定期的な話し合いを実施しているところは、33校中23校(69.7%)であったものの、教育計画に「交流教育」が明記されている学校は18校のみであり、定期的な話し合いの回数も各学期に1回程度と少ないこと、第2に、スロープや踏み台・手すりは大半の学校で整備されているものの、エレベーターや洋式トイレ・車いす用トイレの設置状況は校内の一部のみである場合もあるなど、施設・設備の整備は十分ではないこと、第3に、教科別の交流では図工・音楽・家庭科など実技系科目では60%～80%を超えるものの、読み書き算にあたる算数と国語については約17%と教科による相違が見られたこと、である。

キーワード：肢体不自由「特殊学級」「交流教育」教科等の交流 校内組織 施設整備

1. はじめに

2003年3月に発表された「今後の特別支援教育の在り方(最終報告)」(以下、「特別支援教育(最終報告)」)において、今後、学校教育法第75条に規定された「特殊学級」を廃止し、これらの学級在籍の児童・生徒はすべて通常学級へ籍を置くという方向が示された。その理由については、①「特殊学級」在籍児が多く時間を通常の学級に在籍する児童生徒と共に学習している実態をふまえれば、「固定式」の教育の場を設ける必要はないのではないか、②「特殊学級」の担当教員は、通常学級在籍の障害のある児童生徒の教育や関係機関との連絡調整役(コーディネーター)として活用されるべきではないか、③「特殊学級」に蓄積された指導上の知識・経験・設備・器具は、通常学級在籍者にも活用されるべきであり、特定の児童生徒のみの特別な場として位置づけることは適当ではない、という3点があげられている。これらを理由にして1つの学級として開設・担任教師が配置されている「特殊学級」が廃止されるという方向性については、とりわけ以下

の2点に着目して検討する必要がある。

第1に、「特殊学級」対象の児童・生徒は、学校教育法施行規則第73条の19でいう「特別な教育課程の編成」を必要とする者であるということである。「特殊学級」が廃止された場合、これらの児童・生徒への特別な教育的配慮が十分保障し得るのか、という点が懸念される。「特殊教育」行政から「特別支援教育」行政への移行によって、どの子どもの学習権も侵害されてはならない。

第2に、通常学級との交流学習は、教育的統合および「特殊学級」在籍児童生徒の多様な学習形態の保障の一環であるということである。

歴史的にみれば、例えば1969年の特殊教育総合研究調査協力者会議報告(「特殊教育の基本的な施策のあり方について」)「II. 特殊教育の改善充実のための施策」において、以下の2点をあげて「通常学校における指導体制の整備」について言及されている。それらは、①通常学級在籍の障害児のための必要な施設設備の整備や専門教員の配置・巡回指導、②「特殊教育諸学校または特殊学級に在籍し、特定の時間普通児と

ともに学習することが可能な心身障害児については、その障害の種類・程度等により、可能な範囲で普通学校または普通学級において指導できるようにするため、関係の学校または学級相互の間の提携協力を図るなど必要な措置をとること」である。①について今日的課題に即して言えば、就学指導のあり方や通常学校・通常学級における設備・施設の整備や特別な教育的配慮の保障がなされているかどうかという問題がある。2001年1月発表の「21世紀の特殊教育の在り方（最終報告）」を受けて同年5月に初等中等教育局長名で出された「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（以下、「通知」）による「認定就学者」については、これまでも通常学級に在籍する障害児が何ら特別な教育的配慮を保障されてこなかった事実を考えれば「現状の追認にすぎない」とする批判がある¹⁾。また、「通知」が「認定就学者の認定に当たっては、障害に応じた適切な就学のための環境が整備されていることについて十分に考慮してその判断を行う必要がある」としている点は、通学区の通常学校の「環境」がすでに整備されていなければ「認定就学者」とはしないということ意味する。

「特殊教育の基本的な施策のあり方について」からすでに35年を経過し、「特殊教育」行政から「特別支援教育」行政へと転換しつつある今日、各学校での施設・設備整備の現状や「交流教育」の具体的内実などを明らかにすることは、通常学校における障害児への教育の今後の方向性を考える上で焦眉の課題である。

そこで、とりわけ施設・設備面での条件整備が不可欠な肢体不自由「特殊学級」に焦点を当て、すでに「特殊学級」を開設し障害児が就学している通常学校での施設・設備の整備や「交流教育」の実態を明らかにすることを本研究の目的とする。

肢体不自由「特殊学級」設置校における交流教育と校内組織について、笹本は「人と人との豊かな交わり」に着目した全国調査を実施し、カリキュラムの工夫や障害のある児童を取り巻く教職員集団の全校的な連携・協力体制の確立が不可欠であることを指摘している²⁾。また、渡辺は、科目数の多い少ないはあるものの肢体不自由「特殊学級」在籍児童の8割以上が通常学級での教科学習を経験していること、手すり・トイレ・スロープ等の施設・設備が不十分なこと、などを明らかにしている³⁾。その他に、肢体不自由「特殊学級」に限定しない「特殊学級」在籍児童の通常学級での教科学習の実施については、溝上の調査では、体育や音楽が8割以上と高く国語(3.1%)や算数(0.6%)が低いという教科による相違があることが明らかにされている⁴⁾。このように、「交流教育」促進のための校内体制や施設・設備の整備状況、「交流教育」の内実については、実態が十分把握されているとは言い難く、個別具体的な実態解明を行って現状の到達点や課題を明

らかにする必要がある。

以上をふまえ、本論文ではX県下における肢体不自由「特殊学級」設置校を調査対象として、以下の3点を課題として設定する。第1に、校内教育計画への交流教育の明記や定期的な話し合いなど、設置校における交流教育の位置づけを明らかにすることである。第4に「交流教育」を円滑にすすめる上での「特殊学級」担任と通常学級担任との交流する教科・時間などに関する決め方や留意点について具体的に明らかにすることである。第2に、設置校におけるスロープ・トイレ・手すりなどの施設・設備の実態を明らかにすることである。第3に交流学級において学習している教科や支援者・介助者の有無、「特殊学級」担任と通常学級担任との話し合いなど、「交流教育」の実態を明らかにすることである。

これらの課題を明らかにするために、X県下における肢体不自由「特殊学級」33校へ質問紙を配布し、必要に応じて聞き取り調査も実施した。

なお、本論文は「1. はじめに」は山崎が、「2. 研究の方法」「3. 結果と考察」「4. おわりに」は妻木が分担執筆し、「特殊学級」在籍児童の通常学級での教科学習や給食等の活動を「交流教育」と記している。

2. 研究の方法

2.1 調査対象

X県の小学校に設置されている肢体不自由特殊学級の担任を対象に質問紙を郵送して調査を実施した。送付先は、X県教育委員会作成の「X県内の肢体不自由学級〔小学校〕」（2003年版）で確認し、33校に実施した。

2.2 調査期間

調査期間は、2003年8月から9月である。

2.3 調査内容及び集計方法

調査内容は以下の3点を中心に作成した。

①設置校の「交流教育」と組織

教育計画への交流教育の明記、在籍児童数、併設学級の有無、校内組織、定期的な話し合い・回数

②設置校の施設・設備

洋式トイレの有無、車椅子用トイレの有無、スロープ・踏み板の有無、手すりの有無、エレベータの有無

③交流教科等の実態

交流の有無、交流のねらい、ねがい、交流科目、交流形態、授業担当者、支援者・介護者の有無、交流時間の決め方、交流での留意点、課題、

集計については、回答を選択式及び自由記述式とした。自由記述項目では、共通カテゴリー毎に分類した。また、割合は、小数点第2位を四捨五入した。

3. 結果と考察

3.1 有効回答数

質問紙を33校に郵送した結果、33校の特殊学級の担任の方から回答を得た。回収率は、100%であり、それらの学級に在籍する児童数は、1年生6名、2年生10名、3年生8名、4年生8名、5年生6名、6年生5名の合計43名になる。ただし、1名は、他府県の院内学級に入院中であるため児童に関する調査集計は、42名分である。

3.2 肢体不自由学級設置校の「交流教育」と組織

3.2.1 教育計画における交流教育の明記

教育計画に交流教育の明記が「ある」との回答は、18校(54.5%)、「ない」は、14校(42.4%)であった。無回答は、1校(3.0%)であった。「ある」と答えた学校の教育計画における「交流教育」の具体的な内容をキーワードで分類すると次の4点であった。

- ① 肢体不自由児に対してのものが、7校(38.9%)あり、そのキーワードは、「社会生活」「集団生活」「適応力」「社会性」「積極的参加」「豊かな人間性の育成」「生きる力」であった。
- ② 障害のある児童と障害のない児童との両方に対してのものが、5校(27.8%)であり、キーワードは、「相互理解」「認め合う」「友だちを大切にする」「励ましあう」「温かい人間関係」「助け合い」「互いの良さ」であった。
- ③ 教職員に対してのものが、3校(16.7%)であり、キーワードは、「支援」「研修」「啓発」「特殊学級への交流、」医療・心理・保健・健康等の研究」「研究及び実践」であった。
- ④ 障害のない児童に対してのものが、2校(11.1%)であり、キーワードは、「認識」「思いやり」であった。

半数以上の学校には、教育計画に「交流教育」が明記されていた。明記が「ある」学校は、その内容が肢体不自由児に対してのものが多いたことが判明した。「交流教育」のねらいは、社会生活、集団生活、適応力、社会性、積極的参加、豊かな人間性の育成、生きる力など肢体不自由児の人間育成に焦点をあてているものが3分の1以上あった。

しかし、四割強の学校では、教育計画に「交流教育」が明記されていない。

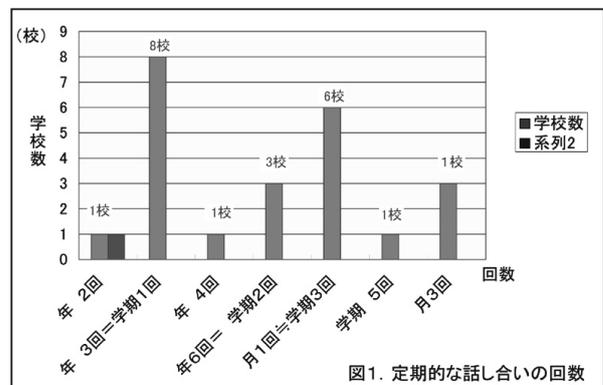
この調査から、「交流教育」を教育計画に位置づけている学校では、そのねらいを障害のある児童の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるこ

とだと考えられていることが明らかになった。このように「教育計画」に明記することによって「交流教育」に一貫性が出てくると考えられる。教職員全員の理解と協力の組織を構築し、学校教育計画に「交流教育」を明記することが必要である。

3.2.2 肢体不自由特殊学級の在籍児童数(図1)

在籍者数は、1名が24学級(72.7%)で、2名が8学級(24.2%)、3名は1学級(3.0%)であった。このように肢体不自由「特殊学級」の在籍児童が1名というところが、7割を超えている。

この調査から、児童が1名の学級では、交流するときに、特殊担任が支援や介助に入っているところが多く、また、入ることができる状況である。しかし、2名学級や3名学級では、交流学年も交流学級も異なり、一人一人への介助や支援ができないため交流がで



きない状況もあることが明らかになった。

3.2.3 他の特殊学級の併設

知的障害「特殊学級」併設は16校(48.5%)、情緒障害「特殊学級」併設は4校(12.1%)、病弱「特殊学級」併設は1校(3.0%)、知的学級と情緒学級の2学級併設は10校(30.3%)、併設なし2校(6.1%)であった。同じ学校に他の「特殊学級」が併設されているところは、33校のうち31校(93.9%)であった。肢体不自由「特殊学級」単独設置は2校(6.06%)のみであった。

この調査から、他の「特殊学級」が併設していることで、「特殊学級」の児童同士の交流をしていたり、「特殊学級」担任同士の相互協力ができたりすることの利点があることが明らかになった。

3.2.4 対象校での特殊教育・障害児教育についての校内組織

全ての学校で、校内組織が「ある」との回答があった。

3.2.5 内組織がある学校での定期的な話し合い

定期的な話し合いが「ある」との回答は23校、「ない」との回答は、10校(30.3%)であった。

この調査から、定期的な話し合いが「ない」学校が、3分の1あった。ただし、定期的な話し合いが、「ない」と回答のあった学校には小規模校が多く、常時職員間で意見交換をしていることが後日の聞き取り調査で明らかになった。

3.2.6 定期的な話し合いの「ある」学校での話し合いの回数（図1）

年間における話し合いの回数をみてみると学期に1回が最も多く6校であった。これらに年3回と回答した2校を加えると年間3回実施している学校が8校あることになる。それは、33校中の約4分の1にあたる。

この調査から、最も頻繁に実施している学校は、月1回の話し合いをもっていた。このような学校では、肢体不自由「特殊学級」在籍児について、組織的に理解でき、交流の様子についても細やかに意見交換することが可能であり、「交流教育」のねらいが生かされることが考えられる。

3.3 設置校の施設・設備

施設・設備に関する回答では、校舎すべての階・棟に設置されていれば「全部にある」とした。校舎すべての階・棟には無いけれども、一つでもあれば「一部にある」とした。

まず、トイレの設置状況は以下の通りである（表1）。

洋式トイレの設置は、「全部にある」との回答は12校（36.4%）で「一部にある」との回答は21校（63.6%）であった。車椅子用トイレの設置は、「全部にある」との回答は3校（9.1%）で、「一部にある」との回答は12校（36.4%）、車椅子用トイレの「ない」学校は15校（45.5%）で、無記入は3校であった。

また、洋式トイレも車椅子用トイレも両方設置されている学校は、15校（45.5%）であった。教室の近くのトイレ設置状況は、車椅子用トイレが教室の近くに「ある」学校が9校で、全体の約3分の1であった。洋式トイレが近くに「ある」学校も21校あり、全体の3分の2である。洋式トイレも車椅子用トイレも教室の近くに設置されていない学校は、8校あった。

段差のスロープや踏み板の設置は、「全部にある」は5校（15.2%）で、「一部にある」は26校（78.8%）で、「全部ない」は1校（3.0%）で、無回答は、1校であった。「全部にある」との回答は、5校のみであった。また、「全部ない」との回答も1校あった。ただし、この学校では、2004年2月に聞き取り調査した際、体育館にスロープが出来たとのことであった。

2階以上の校舎での階段の手すりの設置状況は、「全部にある」は23校（69.7%）、「一部にある」は4校（12.1%）、「ない」は2校（6.1%）、無回答は4校であった。階段の手すりについては、ほとんどの学校に設置されていた。

2階以上の校舎でエレベーターの設置は、「ある」は3校〔内1校は、階段昇降機〕（9.1%）「ない」は27校（81.8%）、無回答は3校であった。このように階段の昇降にエレベーター等は大半の学校で設置されていなかった。

この調査から、施設面の不十分さが明らかになった。肢体不自由児がいるにもかかわらず、車椅子用トイレの設置は、半数近くの学校に設置されていないことが明らかになった。また、階段の昇降については、「手すり・スロープがない」学校と「手すり・スロープが一部にない」学校（表1）とを合わせると6校あり、これは、全体の18.2%になる。また、手すりなどを使っても自分で昇降できない児童もいるにもかかわらず、エレベーターの設置校は、2校であり、殆どないことが明らかになった。

表1 トイレの設置状況

	全部ある	一部ある	ない
洋式トイレ	12	21	0
車椅子用トイレ	3	12	15

手すりがあれば自力で階段を上される児童も教師等の介助がなければ階段の昇降ができない状況にある。車椅子を使用している児童や自力での昇降が難しい児童は、エレベーターがないために教師等がおんぶをして、階段の昇降をしている状況である。これでは移動時間もかかり、車椅子ごとの昇降になると2～3人の人が必要になってくる。また、障害者用トイレが、各階にない学校も多かった。使用できるトイレへの移動のために休憩時間がなくなったり、活動時間が少なくなったりする状況が明らかになった。

この状況では、階の違う教室での交流は難しくなる。交流をしたくてもできない現状である。施設・設備の充実が交流教育を進める上でも必要である。

表2 手すり・スロープ等の設備状況

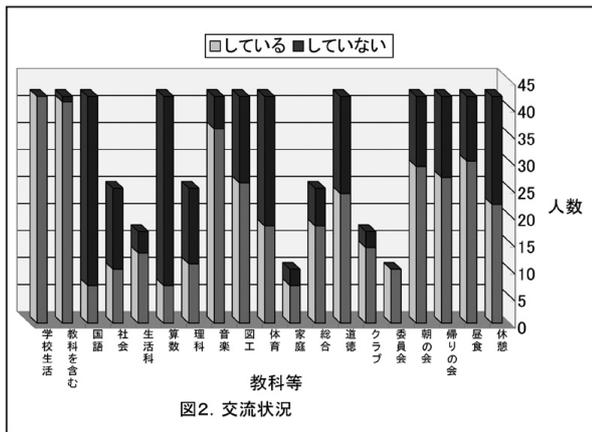
	全部ある	一部ある	無い	無記入
スロープ・踏み板	5	26	1	1
手すり	23	4	2	4
エレベーター	3		27	3

3.4 教科等の交流状況（図2）

同学年の通常学級との交流については、教科・教科外のいずれとかが「交流している」との回答は、42名全員であることが明らかになった。また、教科別に見てみるとどれか1教科でも「交流している」児童は、41名（97.6%）で教科を「交流していない」児童は、1名（2.4%）であった。

このことは、程度の差はあるものの、X県の肢体不自由「特殊学級」と通常学級との「交流教育」が定着

していることを示していると言えよう。



3.4.1 教科等の交流の様子、形態、授業担当、支援者・介助者

表3 交流の様子、形態、授業担当者、支援者・介助者

教育課程	交流している		形態 (人)			担当 (人) (複数あり)				介助 (複)	
	(%)	(人 / 人中)	毎時間交流	内容によって交流	無回答	特殊担任	交流担任	専科	TT	特殊担任	公費の介助者
①国語	16.7	7 / 42	2	5		2	7			3	1
②社会	40.0	10 / 25	7	3		3	9			4	3
③生活科	76.4	13 / 17	5	7	1	1	10			7	2
④算数	16.6	7 / 42	3	3	1	2	4		1	1	2
⑤理科	44.0	11 / 25	7	4		1	7	4		4	3
⑥音楽	85.7	36 / 42	21	12	3	5	13	19		16	3
⑦図工	61.9	26 / 42	15	9	2	7	18			8	4
⑧体育	42.9	18 / 42	5	10	3	4	14			8	3
⑨家庭	70.0	7 / 10	3	4		1	3	5		2	3
⑩総合的な学習の時間	72.0	18 / 25	10	8		4	16		1	8	3
⑪道徳	57.1	24 / 42	18	4	2	4	18			8	2
⑫クラブ	82.4	14 / 17	14			6	1	2	3	5	2
⑬委員会	100	10 / 10	10			4	1	1	3	4	2
⑭朝の会	69.0	29 / 42	26	1	2	7	23			11	3
⑮帰りの会	64.3	27 / 42	24	1	2	7	22			12	2
⑯昼食	71.4	30 / 42	19	8	3					13	3
⑰休憩	52.4	22 / 42	9	8	5					8	1

教育の実施の有無及び形態、授業担当者、支援者・介助者については、表3のようである。表からわかるように、42名の「交流教育」の状況は、以下のようであった。

「国語」の交流は、7名であった。その内、教科内容によって交流するのは5名で、介助者がつくのは4名であった。「算数」の交流は、7名であった。その内、教科内容によって交流するのは3名で、介助者がつくのは3名であった。「音楽」の交流は、36名であった。その内、教科内容によって交流するのは12名で、介助者がつくのは19名であった。「図工」の交流は、26名であった。その内、教科内容によって交流するのは9名で、介助者がつくのは12名であった。「体育」の交流は、18名であった。その内、教科内容によって

交流するのは10名で、介助者がつくのは11名であった。なお1名は養護学校で体育の交流をしている。「道徳」の交流は、24名であった。その内、教科内容によるのは4名で、介助者がつくのは11名であった。「朝の会」の交流は、29名であった。その内、教科内容によるのは1名で、介助者がつくのは14名であった。「昼食」の交流は、30名であった。その内、内容によるのは8名で、介助者がつくのは16名であった。「帰りの会」の交流は、27名であった。その内、内容によるのは1名で、介助者がつくのは14名であった。「休憩」の交流は、22名であった。その内、内容によるのは8名で、介助者がつくのは9名であった。

1・2年の17名のうち「生活科」において交流しているのは、13名であった。その内、教科内容によ

て交流しているのは、7名であった。介護者がつくのは9名であった。

3年生以上の25名において通常学級で学習している状況は以下のようであった。

「社会」の交流は10名で、その内、教科内容によって交流するのは、3名であった。介護者がつくのは、7名であった。「理科」の交流は、11名であった。その内、教科内容によって交流するのは、4名であった。介護者がつくのは、7名であった。「総合」の交流は、18名であった。その内、内容によるのは、8名であった。介助者がつくのは、11名であった。

4年生以上のクラブ活動では17名が交流、14名が交流していた。その内、介護者がつくのは、7名であった。

5年生以上が対象となる委員会では、10名全員が参加しており、その内、介護者がつくのは6名であった。

以上のように、教科学習における交流では、「音楽」の交流が最も多く、42名中37名(85.7%)が通常学級で学習していた。次に、「図工」では26名(61.9%)が交流し、そのうち半数近い12名に介助者がついていた。その次に多いのが「体育」の18名(42.9%)である。また、「道徳」では24名(57.1%)が通常学級で学習している。教科外活動では「委員会」には該当する5.6年生全員が、4年生以上の「クラブ」にも17名中14名(82.45%)が参加していた。その他、「朝の会」では29名(69.0%)、「帰りの会」では27名(64.3%)の児童が通常学級の会に参加している。

これらの結果から、教科学習における交流の程度は教科による相違がはっきりとしており、とりわけ「算数」と「国語」の交流が2割に満たないことが明らかとなった。これは、基礎学力を養う「算数」「国語」については、「特殊学級」において個々の児童に応じた課題と速度で学習しているということである。また、「体育」については通常学級で学習しているとはいうものの、通常学級の児童たちと同一課題で学習しているのではなく、多くの場合は体育館やグラウンドなどの同一空間で別の課題を学習していることが判明した。

3.4.2 交流の留意点、困難点

①交流時間の決め方〔複数回答 3つまで〕(%は、42名中の交流時間の決め方の割合である)

「特殊学級の担任と交流学級の担任との話し合いを持った」は、29人(69.0%)「保護者の意見が聞いた」は、18人(42.9%)「特殊学級の方に合わせた」は、16人(38.1%)「職員会で全職員の意見を聞いた」は、12人(28.6%)「交流学級の方に合わせた」は、9人(21.4%)「前学年から決まっていたり続いてそのままの時間でした」は、7人(16.7%)「児童本人の意見を聞いた

た」は、7人(16.7%)「教務と相談して」は、2人(4.8%)「専科と特殊部会で話し合いをし、全職員で決めた」1人(2.4%)であった。

この結果から、交流時間を決める際に「特殊学級の方に合わせた」という「特殊学級」の意見が反映されている学校は、「交流教育」が学校教育の中で位置づけられている学校に多いことが明らかになった。

②交流するときの留意点〔複数回答 3つまで〕(%は、42名中の留意点の割合である。)(図10)

交流するときの留意点では、「学習理解より、健全児の集団の中に入ることを大切にしている」は、18人(42.9%)であった。「特殊担任がなるべく見守り、本児が健全児と接するようにしている」は、15人(35.7%)であった。「周りの理解が、得られるように本児の障害について話している」は、13人(31.0%)であった。「学習内容が本児の課題に合致しているものにしていく」は、13人(31.0%)であった。「保護者の要望を聞くようにしている」は、11人(26.2%)であった。「本児が目的意識をもって学習に取り組めるように支援している」9人(21.4%)であった。「交流時間をできるだけ多くとれるようにしている」は、8人(19.0%)であった。「介助者などの人的な援助を確保している」は、8人(19.0%)であった。「施設・環境条件を整えている」は、6人(14.3%)であった。「本児の体温調整・水分補給など身体について配慮している」は、4人(9.5%)であった。「移動時間が少なく済むように配慮している」2人(4.8%)であった。

この結果、交流する際は、学習内容よりも、障害のない児童の集団の中に入り、障害のない児童と接することができるよう配慮していることが明らかになった。

3.4.3 交流上の課題

交流していく上での課題〔複数回答 3つ〕は、「交流学級の児童への障害児理解」は17人(40.5%)であった。「交流学級の担任とのコミュニケーション」は、15人(35.7%)であった。「移動の介助」は、13人(31.0%)であった。「交流中の支援・介助」は、13人(31.0%)であった。「交流学級の担任との打ち合わせの時間確保」は、11人(26.2%)であった。「移動時間」10人(23.8%)であった。「保護者の要望」は、9人(21.4%)であった。「学習内容・教材」は、8人(19.0%)であった。「校内の支援体制」は、6人(14.3%)であった。「施設・設備」は、5人(11.9%)であった。

「障害児に関する校内研修」と「交流学級の保護者への啓発」は、だれも選ばなかった。

この結果、交流していく上で、交流学級の児童への

障害児理解や交流学級の担任とのコミュニケーションが、多く、人間育成が課題であることが明らかになった。また、そのつぎは、多かった児童の移動や支援・介助は、施設設備と人的援助である。これは、個々の学校で対応できることには限界があり、教育行政の責務であると考ええる。

具体的な考え方や方法として、自由記述では以下の点が記述されていた。

- ・障害者も交流学級の中で育つこと。
- ・交流担任の考えが交流学級の児童へ影響すること交流担任がクラスの員としてあたたかく迎えてくれること。
- ・何年間も交流しているとまわりの子どもたちも思いやりをもって接してくれること。
- ・説明してもなかなか児童を深く広く理解してもらうのがむずかしいこと。
- ・交流の友達にむかえに来てもらっているものの、時間がかかり、友達の負担になってしまうこともある。負担にならないようにしたいこと。
- ・交流時間中の能力の差が大きすぎること。
- ・交流が少ないので理解してもらう機会が少ないこと。
- ・いろいろな友だちがいることを認識し一人一人を大切にすること交流の時間に話していること。
- ・本児の様子やまわりの子のやさしさを話していること。
- ・見た目には、はっきりとした障害がわかりにくいので、細かいところにも気を配ってもらえるように、たえず配慮していること。
- ・階段の上り下りの危険なこと・プールサイドを歩けないことなど、その都度、理解を求めていること。
- ・折にふれて話をしているが、なかなかむずかしいこと。
- ・病気の進行のために体がますます動きにくくなっていくが、その理解と肢体不自由児に1名先生がついていることの理解を正しくしてもらえるように話していること。
- ・お便りで学校生活の様子をのせたおたよりを交流学級の児童の目に届く所に掲示していること。
- ・交流がもてるように、「特殊学級」の担任が交流学級の児童と仲よくなるようにしていること。
- ・自然に仲よくできる雰囲気作りに努めていること。
- ・同学年の子はよく理解できているが、他学年の理解が難しいこと。
- ・理解しておくために交流学級の担任からも児童の様子をきいていること。
- ・交流学級担任も「特殊学級」担任も忙しいが、互いに話し合っ、いこうとしていること。
- ・交流学級担任とのコミュニケーションでは、人と人であり難しい面があること。

4. おわりに

以上のように今回の調査によって以下の3点が具体的に明らかになった。

第1に、学校教育計画への位置づけについては以下の通りである。

今回の調査から、設置校の半分近くの学校では、教育計画の中に「交流教育」が明記されていた。その「交流教育」のねらいでは、障害のある児童に対するものが、4割近くを占めていた。ねらいのキーワードは、「社会生活・集団生活・適応力・社会性・積極的参加・豊かな人間性の育成・生きる力」であった。それぞれの設置校では、「交流教育」が、障害のある児童にとって、「経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てる」ことを重要だととらえていることがわかる。また、障害のある児童と障害のない児童との「相互育成」のねらいも3割近くあった。それにそって、「特殊学級」担任は、肢体不自由児への交流のねらいとして「友だちとのコミュニケーション」を1番にあげていた。交流学級の児童へは、「いろいろな友だちがいることを認識できる」ことを1番にあげていた。

特殊教育・障害児教育に関する「校内組織」に関しては、全ての学校で組織されていた。また、組織の「定期的な話し合い」をもっている学校は、7割近くあった。しかしながら、その「定期的な話し合い」をもっている回数は、年に3回（学期に1回）の学校が最も多く、最も頻繁に実施している学校は、月1回話し合いをもっていた。このような学校では、肢体不自由児について、組織的に理解でき、交流の様子についても細やかに意見交換することが可能であり、「交流教育」のねらいが生かされると考える。

今後も「交流教育」のねらいを明確にし、教育計画に位置づける必要がある。それによって、教職員全員の理解と協力の組織を構築し、障害のある児童の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てることができると考える。その「交流教育」のねらいは、特別支援教育に移行しても生かされると考える。

第2に、施設・設備の整備については以下の通りである。

肢体不自由児が小学校で望ましい教育を受けるには、肢体不自由児が学校内をできるだけ自由に学習活動できるように施設・設備が整っていなければならない。

今回の調査によって、「交流したいけれども施設面や制度面の不十分さにより交流できにくい状況」も明らかになった。肢体不自由児を受け入れる段階で、階段の昇降については、手すりが設置されていなければならぬにもかかわらず、「手すり・スロープがない」学校と「手すり・スロープが一部にない」学校（表1）とを合わせると6校あり、これは、全体の18.2%に

なる。また、手すりなどを使って自分で昇降できない児童もいるにもかかわらず、エレベーターの設置校は、2校のみであることが明らかになった。

今回の調査で明らかになったように、障害のある児童と障害のない児童が共に学校生活を送るためには、障害のある児童が装具や機器を使い自由に活動できるように施設・設備面を整えなくては、効果が上がりにくい。この現状を行政がきちんと把握し、改善していくことが、急務であると考えられる。学校施設のバリアフリー化を進めることである。

第3に、交流教育の具体的な実態については以下の点が明らかとなった。X県の肢体不自由「特殊学級」と通常学級との「交流教育」の実施状況は、教科外も含めると100%であり、「交流教育」の定着を示すものである。

教科・教科外活動における「交流教育」の実施状況については、以下の3つの特徴が看取された。①「国語」や「算数」といった基礎学力を形成する教科の交流状況は、約16%と低いことである。これは、肢体不自由児童の基礎学力形成に関しては、個々の児童の理解力に応じた個別あるいは少人数指導を行なっているということである。②一方で、「生活科」や「総合的な学習の時間」では、70%以上の児童が通常学級で学習していることである。これらの時間では、障害のない児童と学ぶ場所を同じくして、援助や介助を受けながら学習している。③「体育」の交流は約42%実施されていること。「体育」では、四肢に障害のある児童が障害のない児童と同一の学習課題に取り組むことはできないため、グラウンドや体育館といった同一空間で別の課題に取り組んでいる。

以上のように、「交流教育」の実態は教科による相違があり、知的障害児「特殊学級」在籍児童を対象とした溝上の先行調査と同様、他の教科と比較して「国語」「算数」の交流が少ないことが判明した。その要因は、今回調査対象とした肢体不自由児のうち 名が知的な遅れを伴っており、個別指導あるいは少人数指導が不可欠なためである。

第4に「交流教育」を円滑にすすめる上での「特殊学級」担任と通常学級担任との交流する教科・時間などに関する決め方や留意点については、①7割弱の学校で「特殊学級」担任と通常学級担任の話し合いを行っていたこと。そのうち特殊学級の方に合わせて「交流教育」の時間を決めている学校では、教育計画に「交流教育」が明記されている学校に多いことが明らかとなった。②「交流教育」の際の留意点は、肢体不自由児の学習内容や理解力よりも、通常学級の障害のない児童たちと接することができるような配慮をなすことに置かれていることが明らかとなった。

今後、これらの実態をふまえ、障害のある児童が通常学級で障害のない児童と「場」を共有するだけな

く、個々のニーズに応じた学習保障ができるような支援体制について具体的に明らかにすることが求められよう。この点についての解明は、他日を期したい。

引用文献

- 1 茂木俊彦 (2002) 障害・教育的ニーズと就学指導. 茂木俊彦ほか編『障害児教育改革の焦点』全障研出版部、p. 54.
- 2 笹本健 (2003) 調査報告 肢体不自由特殊学級の現状と課題—全国肢体不自由特殊学級調査から—. 『肢体不自由教育』第161号、日本肢体不自由児協会、pp. 64-69.
- 3 渡辺章 (1996) 肢体不自由特殊学級の現状と課題について. 『肢体不自由研究』第124号、pp. 58-61
- 4 溝上脩 (1990) 交流教育の現状と課題—小学校・中学校における特殊学級の場合—. 『佐賀大学教育学部研究論文集』第39巻 (I—II)、pp. 63-86.

参考文献

- 江田裕介 (2003) 論説1 肢体不自由養護学校における教科指導. 『肢体不自由教育』第154号、日本肢体不自由児協会。
- 藤森義正・青木道忠・池田江美子・越野和之 (2002) 『交流共同教育と障害理解学習』全国障害者問題研究会出版部。
- 肢体不自由教育研究部 (2001) 『全国小・中学校肢体不自由特殊学級実態調査報告書』. 国立特殊教育総合研究所。
- 大庭重治・細谷一博 (2001) 交流教育の変遷と今日における実践的課題—特殊学級と通常学級を中心に—. 『上越教育大学障害児教育実践センター紀要』第7巻。
- 古川勝也 (2001) これからの交流教育, 文部省中等教育局特殊教育課. 『教育と医学』第49号。
- 新井雅明 (2000) 実践報告 共に学び、共に育つ教育のための神奈川県立第二教育センターの取り組み. 『肢体不自由教育』第142号、日本肢体不自由児協会。
- 細谷一博 (2000) 小学校特殊学級における教科交流の実施に関わる校内支援体制糸魚川市西頸城郡教育研究会特殊教育部—障害児学級実践収録—. 『特殊教育学研究』第39巻第1号。
- 細村迪夫・宮本茂雄 (1984) 『交流教育の理論と実際』学苑社。
- 位頭義仁 (1982) 『交流教育の実際』教育出版。
- 文部省 (1981) 『交流教育の実際—心身障害児ととものに—』
- 文部省 (1984) 『交流教育の実際II—ふれあいをもとめて—』

- 文部省（1986）『交流教育の実際Ⅲ—ともだちになろう—』
- 文部省（1988）『小学校学習指導要領』
- 文部省（1995）『交流教育の意義と実際』